

おくやみハンドブック

杉並区

【おくやみコーナー】

区民の方が亡くなられた際に、杉並区役所内での主な手続きをご案内します。ご利用を希望される場合は、電話にて事前予約をしてください。※詳細はP.3をご確認ください。

予約電話：03-5307-0825

予約受付：午前9時から午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)



ご遺族の方へ

チェックリスト

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、ご遺族さまの大きな負担となっております。
おくやみハンドブックに各手続きに必要な内容をまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。また、区役所に「おくやみコーナー」を設け、お手続きのご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。

各種手続き

ウェブやスマートフォンで、簡単な質問に答えるだけで区役所内で必要な手続きが確認できる「杉並区 おくやみ手続きガイド」もご活用ください。
URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-suginami/okuyami?area=life-events>



区役所外の主な手続き

もくじ

相続について

広告掲載事業者

死亡届を出された方へのご案内	P.2
おくやみコーナー〔予約制〕のご案内	P.3
身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.4
手続きチェックリスト	P.5
主な手続きの一覧	P.9
区役所以外で行う手続き	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
家系図	P.41
法定相続情報証明制度について	P.42
不動産の相続登記のルールが大きく変わりました	P.43
税務署からのお願い・相続税申告で e-Tax をご利用いただくために	P.44
区民相談のご案内	P.45
ご遺族の方に対する各種相談	P.46
杉並区役所 フロア案内図	P.47
施設案内（区民事務所・保健センター）	P.48

死亡届を出された方へのご案内

死亡届により戸籍と住民票へ自動的に死亡の記載がされます。

本籍や住所が杉並区でない方は、死亡届を提出されたことを杉並区役所から本籍地・住所地へ連絡し各区市町村で処理されます。

戸籍及び住民票について、あらためて手続きしていただく必要はありません。ただし、亡くなられた方が世帯主で、次の世帯主を決めていただく必要がある場合は、届出が必要となります。(杉並区に住所がある方には後日お知らせいたします。)

本籍が杉並区の方の戸籍全部（個人）事項証明書の交付について

死亡届が提出されてから交付までおおむね1週間程度かかります。

区役所または区民事務所の窓口にて交付いたします。お急ぎで交付を希望される場合は、あらかじめご相談ください。

本籍が杉並区以外の方の戸籍全部（個人）事項証明書の交付について

杉並区に死亡届が提出されてから、本籍地へ連絡するまでに一定程度（おおむね1週間程）お時間がかかります。

その後の交付までの期間については、本籍地の区市町村へお問い合わせください。

MEMO

おくやみコーナー〔予約制〕のご案内

「おくやみコーナー」は、区民の方が亡くなられた際に、杉並区役所内での主な手続きをご案内する窓口です。ご利用を希望される場合は、電話にて事前予約をしてください。

おくやみコーナー予約専用ダイヤル

電話	03-5307-0825
受付時間	午前9時から午後5時 ※土日祝日・年末年始を除く
注意	ご利用をしたい日の3営業日前までにお電話ください。
利用できる方	亡くなられた方（杉並区民）のご遺族など
利用人数	1日4組（午前・午後2組ずつで、1組につき1時間程度です）
コーナー設置場所	杉並区役所 本庁舎2階 専用相談ブース （東棟1階9番窓口で受付後、担当者がご案内します）

おくやみ手続きガイド

ウェブやスマートフォンで、簡単な質問に答えるだけで区役所内で必要な手続きが確認できる「杉並区 おくやみ手続きガイド」もご活用ください。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-suginami/okuyami?area=life-events>



MEMO

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

各種届出・相談など

7日以内

- 死亡届の提出
死亡届を提出すると、火葬許可証が交付されます。死亡届に基づき、戸籍や住民票に死亡が記載されますが、本籍地や住所地以外の役所へ死亡届を提出された場合、戸籍や住民票への反映に時間がかかる場合があります。

15日以内

- 児童手当の手続き（30 ページ参照）

お早めに

- 世帯主変更の手続き（9 ページ参照）
- 年金関係の手続き（15 ページ、37 ページ参照）

3か月以内

- 遺言書や相続財産の確認
 - 相続放棄・限定承認
- （39 ページ参照）

4か月以内

- 亡くなられた方の所得税の準確定申告（40 ページ参照）

10か月以内

- 相続税の申告・納付（40 ページ参照）

2年以内

- 葬祭費の申請（11 ページ、13 ページ参照）
- 高額療養費の申立て申請（11 ページ、14 ページ参照）

MEMO

手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなりました	P.9
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた (75 歳未満)	P.10
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた (75 歳以上)	P.13
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入し、保険料を納めていたが、受給する前に亡くなりました	
税金	<input type="checkbox"/>	住民税 (普通徴収) の未納分 (納期限がまだきていない分を含む) がある	P.16
	<input type="checkbox"/>	住民税が給与または公的年金から天引きされていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 (125cc 以下) ・ 特定小型原動機付自転車 ・ 小型特殊自動車 ・ ミニカーを所有していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65 歳以上または 40 ~ 64 歳で要介護 ・ 要支援認定を受けていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	65 歳以上のみ	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	難病・BC肝炎、人工透析、小児慢性、東京都大気汚染などの医療費助成制度の交付を受けていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳の交付を受けていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	東京都重度心身障害者手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	障害者に係る医療費助成（障・身）を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養年金制度を利用していた（扶養年金）	P.28
	<input type="checkbox"/>	タクシー券を受給していた	
高齢者	<input type="checkbox"/>	介護用品支給・寝具洗濯乾燥・緊急通報システム・安心コール・認知症高齢者探索システムなど、高齢者在宅サービスを利用していた	P.29

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・児童育成手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費の医療証（マル乳・マル子・マル青）を交付されていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費（マル親）の医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	保育園に入園している児童がいる世帯	
	<input type="checkbox"/>	区立子供園に入園している児童がいる世帯	
	その他	<input type="checkbox"/>	私立幼稚園に入園している児童がいる世帯
<input type="checkbox"/>		国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者	
<input type="checkbox"/>		区営住宅に住んでいた	P.34
<input type="checkbox"/>		空き家に関する相談	P.35
<input type="checkbox"/>		空き家に係る譲渡所得の特別控除	
<input type="checkbox"/>	飲食店、理美容所、クリーニング業、診療所、薬局などの営業者	P.36	
<input type="checkbox"/>	犬（生後91日以上）を飼っている		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
運転免許証・年金・公共料金など	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金を受給または加入していた	P.37
	<input type="checkbox"/>	共済年金（現在は厚生年金）を受給または加入していた	
	<input type="checkbox"/>	社会保険または協会けんぽに加入していた	
	<input type="checkbox"/>	運転免許証	
	<input type="checkbox"/>	自動車・軽二輪（125cc超 250cc以下）、小型二輪（250cc超）	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車、ボートトレーラー	
	<input type="checkbox"/>	パスポート	
	<input type="checkbox"/>	預貯金口座	
	<input type="checkbox"/>	生命保険など	
	<input type="checkbox"/>	損害保険など	P.38
	<input type="checkbox"/>	国税（相続税・確定申告など）	
	<input type="checkbox"/>	不動産登記	
	<input type="checkbox"/>	杉並区内の土地・家屋の固定資産税	
	<input type="checkbox"/>	クレジットカード	
	<input type="checkbox"/>	固定電話、携帯電話	
	<input type="checkbox"/>	インターネット	
	<input type="checkbox"/>	電気・ガス	
	<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ	
	<input type="checkbox"/>	NHK 受信料	
	<input type="checkbox"/>	水道（上下水道）	
	<input type="checkbox"/>	シルバーパスを持っていた	

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

世帯主が亡くなった

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **世帯主変更届**

窓口

○

手続き詳細

3人以上の世帯で、世帯主が亡くなった場合、手続きが必要です。
2人以下の世帯で、世帯主が亡くなった場合は、手続きは不要です。

期 限

速やかに

手続き可能な人

同世帯の方

必要なもの

本人確認書類

問い合わせ先

区民課区民係

☎ 03-3312-2111 (代)

印鑑登録をしていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **印鑑登録証（カード）の返却または破棄**

窓口

○

手続き詳細

亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。
同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。

期 限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

亡くなった方の印鑑登録証（カード）

問い合わせ先

区民課区民係

☎ 03-3312-2111 (代)

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **カードの返却**

窓口・郵送

○

手続き詳細

亡くなった方のマイナンバーカードは死亡日をもって失効します。カードを返却する必要はありません。亡くなった後も税や保険などの手続きでマイナンバーが必要になる場合があるので、そのまま保管してください。不要な場合は返納することもできます。

期 限

なし

手続き可能な人

どなたでも可

必要なもの

亡くなった方のマイナンバーカード・通知カード

問い合わせ先

区民課個人番号カード
交付担当

☎ 03-3312-2111 (代)

2. 国民健康保険に関する手続き（75歳未満）

国民健康保険に加入していた

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送

○

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
死亡日の翌日で被保険者資格を自動的に喪失するため、手続きは不要です。後日、資格確認書をお返しく下さい。（郵送可）	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の杉並区国民健康保険資格確認書	どなたでも可
	問い合わせ先
	国保年金課国保資格係 ☎ 03-5307-0641

手続き②

杉並区の国民健康保険に加入していた （施設入所など杉並区外に住民登録がある）

申請方法

区民事務所での手続き

窓口

×

手続き詳細	期 限
国民健康保険資格の喪失の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 死亡届の写しや除かれた住民票（除票）など死亡日のわかる書類	問い合わせ先
	国保年金課国保資格係 ☎ 03-5307-0641

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

2. 国民健康保険に関する手続き（75歳未満）

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

手続き③ 葬祭費の申請

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送



手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（70,000円）が支給されます。</p> <p>※葬祭を行った方が申請してください。葬祭を行った方（領収書の宛名）以外の方が申請・受領される場合は委任状が必要です。</p> <p>※郵送による申請を希望される場合はお問い合わせください。</p> <p>※お勤め先の健康保険などから国保に加入しその後3か月以内に亡くなり、お勤め先の健康保険などから葬祭費が支給される場合には、国保からは支給されません。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格情報がわかる書類（資格確認書、資格情報のお知らせなど）</p> <p><input type="checkbox"/> 葬儀代金の領収書の原本（確認後返却します。）</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の印鑑（朱肉を使う認印・訂正時に必要です。）</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（領収書の宛名が申請者と異なる場合に必要です。）</p>	<p>国保年金課国保給付係 ☎ 03-5307-0642</p>

手続き④ 高額療養費の申立て申請

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送



手続き詳細	期 限
<p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。</p> <p>※郵送による申請を希望される場合はお問い合わせください。</p>	<p>診療を受けた月の翌月の 1日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>同世帯の配偶者が申請する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの</p> <p>上記以外の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本など（コピー可）</p> <p><input type="checkbox"/> 申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（相続人が複数いる場合に必要です。）</p>	<p>国保年金課国保給付係 ☎ 03-5307-0642</p>

手続き⑤ **保険料**

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
保険料額通知書をお送りします。また、保険料の未納または還付に関する書類をお送りする場合があります。亡くなられた方の住所以外（相続人など）に送付を希望される場合は、お問い合わせください。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	国保年金課国保資格係 ☎ 03-5307-0641

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

3. 後期高齢者医療制度に関する手続き（75歳以上）

後期高齢者医療制度に加入していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き① 資格確認書の返却

窓口・郵送



手続き詳細	期 限
死亡日の翌日で被保険者資格を自動的に喪失するため、手続きは不要です。後日、資格確認書をお返してください。（郵送可）	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 高齢者医療係 ☎ 03-5307-0651

手続き② 葬祭費の申請

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送



手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（70,000円）が支給されます。 ※葬祭を行った方が申請してください。葬祭を行った方（領収書の宛名）以外の方が申請・受領される場合は委任状が必要です。 ※郵送による申請を希望される場合はお問い合わせください。 ※本葬祭費に相当する他の給付を受けられる場合には、後期高齢者医療制度からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書（すでに返却済みの場合は不要。） <input type="checkbox"/> 葬儀代金の領収書の原本（確認後返却します。） <input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑（朱肉を使う認印・訂正時に必要です。） <input type="checkbox"/> 委任状（領収書の宛名が申請者と異なる場合に必要です。）	国保年金課 高齢者医療係 ☎03-5307-0651

手続き③ 高額療養費の申立て申請

申請方法
窓口・郵送

区民事務所での手続き
×

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。</p> <p>※郵送による申請を希望される場合はお問い合わせください。</p>	<p>期 限</p> <p>診療を受けた月の翌月の1日から2年間</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p> <p>同世帯の配偶者が申請する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（申請または受領を委任する場合に必要です。）</p> <p>上記以外の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者名義の金融機関口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本など（コピー可）</p> <p><input type="checkbox"/> 申立書</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（相続人が複数いる場合に必要です。）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>国保年金課 高齢者医療係 ☎ 03-5307-0651</p>

手続き④ 保険料

申請方法
窓口・郵送

区民事務所での手続き
×

<p>手続き詳細</p> <p>保険料額通知書をお送りします。また、保険料の未納または還付に関する書類をお送りする場合があります。亡くなられた方の住所以外（相続人など）に送付を希望される場合は、お問い合わせください。</p>	<p>期 限</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
<p>必要なもの</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>国保年金課 高齢者医療係 ☎ 03-5307-0651</p>

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

4. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **必要な手続きの確認をしてください**

窓口

×

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。必要な手続きについては、お問い合わせください。

※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、国民年金係へお問い合わせください。

期 限

お問い合わせください。

手続き可能な人

お問い合わせください。

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課国民年金係
☎ 03-5307-0646

※手続き内容により、年金事務所になる場合があります。

※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は年金事務所・共済組合にお問い合わせください。
(37 ページ参照)

国民年金に加入し、保険料を納めていたが、受給する前に亡くなられた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **必要な手続きの確認をしてください**

窓口

×

手続き詳細

亡くなられた方の状況などにより必要な手続き・持ち物が異なりますので、来庁前に電話で国民年金係へお問い合わせください。

期 限

お問い合わせください。

手続き可能な人

お問い合わせください。

必要なもの

お問い合わせください。

問い合わせ先

国保年金課国民年金係
☎ 03-5307-0646

5. 税金に関する手続き

住民税（普通徴収）の未納分（納期限がまだきていない分を含む）がある

手続き 納付に係る手続き 相続人代表者指定届の提出	申請方法 窓口・郵送	区民事務所での手続き ×
手続き詳細 納税義務は相続人に承継されます。 亡くなられた方に住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）が課税されている場合、住民税の納付や還付に関する書類を相続人に送付させていただくため、相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか「相続人代表者指定届」にて指定をお願いします。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどを提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出をお願いします。	期 限 速やかに 手続き可能な人 相続人	
必要なもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の納税通知書・納付書など（お持ちの場合）	問い合わせ先 納税第1・2担当係 ☎ 03-5307-0634 納税第4担当係 ☎ 03-5307-0636 納税課納税係 ☎ 03-5307-0635	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

5. 税金に関する手続き

住民税が給与または公的年金から天引きされていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 相続人代表者指定届の提出

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
<p>住民税（特別区民税・都民税・森林環境税）が給与または公的年金等所得から天引き（特別徴収）されていた方が亡くなられ、未徴収の税額などがある場合、住民税の納税通知書や還付に関する書類を相続人に送付させていただくため、相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」にて指定をお願いします。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどを提出してください。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出をお願いします。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
	<p>課税課区民税係 ☎ 03-5307-0632 ☎ 03-5307-0633</p>

原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーを所有していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 廃車の手続き

窓口・郵送

○ ※原動機付自転車のみ

手続き詳細	期 限
<p>廃車手続きをしてください。ご親族の方が引き続き使用される場合も、一旦廃車手続きをしていただく必要があります。</p> <p>詳しくは、お問い合わせください。</p>	<p>亡くなられた日から 30日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> ナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの廃車に関する委任状</p>	<p>課税課税務管理係 ☎ 03-5307-0629</p>

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または40～64歳で要介護・要支援認定を受けていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 介護保険被保険者証などの返却

窓口・郵送



手続き詳細	期 限
資格喪失の届出は不要です。介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を交付されていた場合は、ご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ^{※1} <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 ^{※2} (要介護・要支援認定を受けていた方)	^{※1} 介護保険課 資格保険料係 ☎03-5307-0654 ^{※2} 介護保険課給付係 ☎03-5307-0655

65歳以上のみ

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 保険料

窓口・電話



手続き詳細	期 限
介護保険料変更通知書（資格喪失に伴う精算通知）をお送りします。また、保険料の未納または還付に関する書類をお送りする場合があります。亡くなられた方の住所以外に送付を希望される場合は、お問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	介護保険課 資格保険料係 ☎03-5307-0654

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）を交付されていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 手帳の返還

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）	障害者施策課 障害福祉サービス係 ☎ 03-3312-2111（代）

精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 手帳の返還

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳	荻窪保健センター ☎ 03-3391-0015 高井戸保健センター ☎ 03-3334-4304 高円寺保健センター ☎ 03-3311-0116 上井草保健センター ☎ 03-3394-1212 和泉保健センター ☎ 03-3313-9331

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けていた

申請方法

区民事務所で手続き

手続き 受給者証の返還

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院）	荻窪保健センター ☎ 03-3391-0015 高井戸保健センター ☎ 03-3334-4304 高円寺保健センター ☎ 03-3311-0116 上井草保健センター ☎ 03-3394-1212 和泉保健センター ☎ 03-3313-9331

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

難病・BC肝炎、人工透析、小児慢性、東京都大気汚染などの医療費助成制度の交付を受けていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **受給者証・医療証などの返却**

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
受給者証・医療証などをご返却ください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 各受給者証・医療証など	荻窪保健センター ☎ 03-3391-0015 高井戸保健センター ☎ 03-3334-4304 高円寺保健センター ☎ 03-3311-0116 上井草保健センター ☎ 03-3394-1212 和泉保健センター ☎ 03-3313-9331

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

被爆者健康手帳の交付を受けていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き

葬祭料の申請

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
葬祭料を申請することができます。(死因により支給されない場合もあります。) 保健センターに電話でご一報ください。	5年
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 各種手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書など(写し) <input type="checkbox"/> 住民票の除票(原本) <input type="checkbox"/> 葬祭費用の領収書など(写し)	荻窪保健センター ☎03-3391-0015 高井戸保健センター ☎03-3334-4304 高円寺保健センター ☎03-3311-0116 上井草保健センター ☎03-3394-1212 和泉保健センター ☎03-3313-9331

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 死亡届（兼未支払金請求書）の提出

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。死亡届（兼未支払金請求書）を提出してください。	
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、保護者の振込口座のわかるもの	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781

特別障害者手当を受給していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 死亡届（兼未支払金請求書）の提出

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。死亡届（兼未支払金請求書）を提出してください。	
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、配偶者または同居の扶養義務者の振込口座のわかるもの	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出		申請方法 窓口・郵送	区民事務所での手続き ×
手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。未払特別児童扶養手当請求書を提出してください。 受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きが必要です。	手続き可能な人 ご親族		
必要なもの	問い合わせ先		
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の振込口座の通帳写し	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781		

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届（または額改定届）の提出		申請方法 窓口・郵送	区民事務所での手続き ×
手続き詳細	期 限		
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	手続き可能な人 ご親族		
必要なもの	問い合わせ先		
	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎ 03-5307-0781		

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

東京都重度心身障害者手当を受給していた

【亡くなられた方が手当受給者（心身障害者）の場合】

申請方法

窓口・郵送

区民事務所での手続き

×

手続き 重度心身障害者手当受給者死亡届の提出
(未払い手当がある場合)
未支払重度心身障害者手当請求書の提出

手続き詳細

期 限

亡くなられた方が手当受給者本人の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。
未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

手続き可能な人

ご親族

必要なもの

問い合わせ先

未払い手当がある場合

代行者名義の振込口座のわかるもの

障害者施策課
障害者手当・医療係
☎ 03-5307-0781

【亡くなられた方が代行者（受給者に変わり各種手続きを行う方）の場合】

手続き 重度心身障害者手当受給者異動届の提出

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細

期 限

亡くなられた方が代行者の場合、代行者変更の手続きが必要です。

手続き可能な人

ご親族

必要なもの

問い合わせ先

印鑑

障害者施策課
障害者手当・医療係
☎ 03-5307-0781

障害者に係る医療費助成（障・身）を受給していた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
未請求の医療費がある場合、担当係までお問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎ 03-5307-0781

心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

申請方法

窓口・郵送

【共済加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた場合】

区民事務所での手続き

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書、口座振替依頼書の提出

×

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する心身障害者または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> (年金管理者がいる場合) 年金管理者の住民票の写し	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎ 03-5307-0781

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養共済）

申請方法

窓口・郵送

区民事務所での手続き

×

【心身障害者（年金の受給を予定していた方）が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金支給請求書、口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期 限
心身障害者が加入者より先に亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要となります。	
	手続き可能な人
	共済加入者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方（共済加入者）の住民票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781

【心身障害者（年金を受給中の方）が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書の提出

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
年金を受給中の方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届書の提出が必要です。	
	手続き可能な人
	年金管理者（年金管理者が指定されていない場合は法定相続人）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養共済制度年金証書	障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781

心身障害者扶養年金制度を利用していた（扶養年金）

申請方法
窓口・郵送

区民事務所での手続き

×

【心身障害者（年金を受給していた方）が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金・葬祭料給付申請書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、弔慰金・葬祭料給付申請書の提出が必要です。	
	<p>手続き可能な人</p> <p>年金受取人（心身障害者自身が年金受取人であった場合は葬祭執行者）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 東京都心身障害者扶養年金証書 <p>亡くなられた方（心身障害者）自身が年金受取人であった場合</p> <input type="checkbox"/> 申請者（葬祭を行った方）の住民票 <input type="checkbox"/> 葬祭を行ったことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の振込口座のわかるもの	<p>障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎ 03-5307-0781</p>

タクシー券を受給していた

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・郵送

×

手続き 未使用のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
未使用のタクシー券などをご返却ください。	
	<p>手続き可能な人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のタクシー券	<p>障害者施策課 障害者手当・医療係 ☎03-5307-0781</p>

8. 高齢者在宅サービス

**介護用品支給・寝具洗濯乾燥・緊急通報システム・安心コール・
認知症高齢者探索システムなど、高齢者在宅サービスを利用していた**

申請方法

窓口

区民事務所での手続き

×

手続き

手続き詳細	期 限
電話でご一報ください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者在宅支援課 管理係・高齢者見守り 連携係 ☎03-3312-2111 (代)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

申請方法

窓口・郵送・オンライン

区民事務所での手続き

○ ※ひとり親の手当などの手続きは、区民事務所ではできません。

手続き詳細

児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。

お子様が亡くなった場合は、手続きは不要です。

ただし、お子様が他自治体にお住まいの場合には、手続きが必要となる場合がございますので、担当までご相談ください。

なお、ひとり親家庭になられた方は、ひとり親の手当など（所得制限があります）が受けられる場合があります。申請が必要なため、詳しくはお問い合わせください。

期 限

原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内

手続き可能な人

受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方

必要なもの

【受給者が亡くなった場合】

- 手続きを行う方の本人確認書類
- 手続きを行う方の健康保険情報がわかるもの
※日本郵政・公務員共済の場合のみ必要となります。
- 手続きを行う方の通帳または、キャッシュカード
- 児童の通帳または、キャッシュカード

※ 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を対象とした場合の第1子の通帳または、キャッシュカードをご用意ください。

問い合わせ先

子ども家庭部管理課
子ども医療・手当係
☎03-5307-0785

児童扶養手当・児童育成手当を受給していた

手続き 受給者の死亡届を提出

申請方法

窓口・郵送・オンライン

区民事務所での手続き

×

手続き詳細

受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。

期 限

14日以内

手続き可能な人

ご親族

必要なもの

- 手続きを行う方の本人確認書類

問い合わせ先

子ども家庭部管理課
子ども医療・手当係
☎03-5307-0785

9. 子どもに関する手続き

子ども医療費の医療証（マル乳・マル子・マル青）を交付されていた

手続き 医療証の返還

申請方法

窓口・郵送・オンライン

区民事務所での手続き

○

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成の医療証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還または破棄してください。 なお、手続きは各区民事務所でも受け付けています。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成の医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	手続き可能な人 児童の保護者 子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係 ☎ 03-5307-0785

ひとり親家庭等医療費（マル親）の医療証を交付されていた

手続き 医療証の返還

申請方法

窓口・郵送・オンライン

区民事務所での手続き

×

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成の医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還または破棄してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成の医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	手続き可能な人 児童が亡くなられた場合 児童の保護者 保護者が亡くなられた場合 ご家族 子ども家庭部管理課 子ども医療・手当係 ☎ 03-5307-0785

MEMO

養育医療券を交付されていた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 受給券の返納、返納届提出の手続き

窓口・郵送

×

<p>手続き詳細</p> <p>養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。</p>	<p>期 限</p> <p>なし</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>乳児の保護者</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>地域子育て支援課 母子保健係 ☎ 03-3312-2111(代)</p>

保育園に入園している児童がいる世帯

申請方法

区民事務所での手続き

手続き

窓口・郵送・オンライン

×

<p>手続き詳細</p> <p>保護者が亡くなった場合は、変更届（世帯員の減）を保育課または入所中の保育園へ提出してください。お子様が亡くなった場合は、認定事由の消滅届兼保育園退園（継続通園）届を保育課へ提出してください。</p>	<p>期 限</p>
<p>必要なもの</p>	<p>手続き可能な人</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保育課認定・入園係 ☎03-5307-0657</p>

区立子供園に入園している児童がいる世帯

申請方法

区民事務所での手続き

手続き

窓口・郵送・オンライン

×

<p>手続き詳細</p> <p>保護者が亡くなった場合は、届出事項変更届を保育課または入園中の子供園へ提出してください。</p> <p>給食費の引落とし口座を変更する場合は、子供園給食費口座振替（自動払込）納付書を保育課へ提出してください。</p> <p>お子様が亡くなった場合は、杉並区立子供園退園届を保育課へ提出してください。</p>	<p>期 限</p>
<p>必要なもの</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保育課子供園・幼稚園係 ☎ 03-3312-2111(代)</p>

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

9. 子どもに関する手続き

私立幼稚園に入園している児童がいる世帯

申請方法

区民事務所での手続き

手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
<p>保護者が亡くなられた場合は、届出事項変更届を保育課へ提出してください。</p> <p>補助金の振込先を変更する場合は、保護者変更届兼振込先口座変更届を保育課へ提出してください。</p> <p>お子様が亡くなられた場合は、退園・転出（転居）届を保育課へ提出してください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
必要なもの	<p>問い合わせ先</p> <p>保育課子供園・幼稚園係 ☎ 03-3312-2111(代)</p>

国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者

申請方法

区民事務所での手続き

手続き 就学援助の手続き

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
<p>就学援助を受けている場合または新たに就学援助を希望する場合で手続きが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>お問い合わせください。</p> <p>手続き可能な人</p> <p>お問い合わせください。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認資料</p> <p><input type="checkbox"/> 児童生徒と同居する保護者の銀行口座がわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 印鑑</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>学務課就学奨励担当 ☎ 03-5307-0761</p>

MEMO

10. その他の手続き

区営住宅に住んでいた

申請方法

区民事務所での手続き

手続き **入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き**

窓口・郵送

×

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が区営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、住宅課へお問い合わせください。</p> <p>どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き</p> <p>※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。</p> <p>都営住宅にお住いの場合は「JKK お客様センター」へお問い合わせください。</p> <p>☎ 03-6279-2652</p> <p>営業時間 / 9時から18時 定休日 / 土曜日・日曜日・祝日・年末年始</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご親族</p>
<p>必要なもの</p> <p>お問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>住宅課住宅運営係 ☎03-3312-2111 (代)</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

10. その他の手続き

空き家の対策

手続き 空き家に関する相談

申請方法

区民事務所での手続き

窓口

×

手続き詳細

亡くなられた方が居住していた不動産が空き家となった場合の様々な問題についてご相談ください。(例：空き家を貸出す方法を知りたい、空き家の活用方法を知りたいなど。)

期 限

なし

手続き可能な人

空き家所有者（相続人含む）・管理者

必要なもの

問い合わせ先

お問い合わせください。

住宅課空家対策係
☎ 03-3312-2111(代)

手続き 空き家に係る譲渡所得の特別控除

申請方法

区民事務所での手続き

窓口

×

手続き詳細

亡くなられた方が居住していた昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋または一戸建ての住宅を相続し売却する際に、条件を満たせば最大 3,000 万円まで税金の控除が受けられます。空き家の売却をご検討されている方はご相談ください。

期 限

相続発生日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで

手続き可能な人

区内にある空き家を相続した人

必要なもの

問い合わせ先

お問い合わせください。

住宅課空家対策係
☎ 03-3312-2111(代)

MEMO

飲食店、理美容所、クリーニング業、診療所、薬局などの営業者

手続き 営業施設の廃止もしくは承継などのお手続き

申請方法

区民事務所での手続き

×

手続き詳細	期 限
営業施設の廃止もしくは承継などの手続きが必要です。各担当までお問い合わせください。 なお、食品衛生担当は営業施設の所在地により窓口が異なるのでご注意ください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	生活衛生課 食品衛生担当（荻窪班） 環境衛生担当 医薬担当 ☎ 03-3391-1991 食品衛生担当（高円寺班） ☎ 03-3311-0110

犬（生後 91 日以上）を飼っている

手続き 飼い主が亡くなった場合の手続き

申請方法

区民事務所での手続き

窓口・オンライン

×

手続き詳細	期 限
飼い主が亡くなった場合は、所有者の変更届が必要です。新しい飼い主が手続きを行ってください。詳しくは、右記にお問い合わせください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	生活衛生課管理係 ☎ 03-3391-1991

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区役所以外で行う手続き

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国民年金・厚生年金を受給 または加入していた	<input type="checkbox"/>	必要な手続きをお問 い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 (ナビダイヤル) 杉並年金事務所 ☎ 03-3312-1511
共済年金（現在は厚生年金）を 受給または加入していた	<input type="checkbox"/>	加入していた共済組合 へ必要な手続きをお問 い合わせください。	加入していた共済組合
社会保険または協会けんぽに 加入していた	<input type="checkbox"/>	勤めていた会社など にお問い合わせください。	勤めていた会社など
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き、 通知の停止	最寄りの警察署に お問い合わせください。 杉並警察署 ☎ 03-3314-0110 荻窪警察署 ☎ 03-3397-0110 高井戸警察署 ☎ 03-3332-0110
自動車・軽二輪（125cc超 250cc 以下）、小型二輪（250cc超）を所 有していた	<input type="checkbox"/>	必要な手続きをお問 い合わせください。	東京運輸支局練馬自動車 検査登録事務所 ☎ 050-5540-2032
軽自動車、ボートトレーラーなどを 所有していた	<input type="checkbox"/>	必要な手続きをお問 い合わせください。	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3101
パスポート	<input type="checkbox"/>	返納・失効手続き	東京都 パスポートセンター ☎ 03-5908-0400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税（準確定申告、納税）・消費税申告など	所轄の税務署 杉並税務署 ☎ 03-3313-1131 荻窪税務署 ☎ 03-3392-1111
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	東京法務局杉並出張所 ☎ 03-3395-0255
杉並区内の土地・ 家屋の固定資産税	<input type="checkbox"/>	送付先変更、未登記家屋 の名義人変更など	杉並都税事務所 ☎ 03-3393-1171
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		
水道（上下水道）	<input type="checkbox"/>	水道の使用中止・開始・ 名義変更、料金支払い 変更など	東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)
シルバーパスを持っていた	<input type="checkbox"/>	1,000 円のパスを除き、 一部払い戻しを受けられ る場合があります。	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950

※手続きに必要な書類の中には、区役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、区役所にお越し
いただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

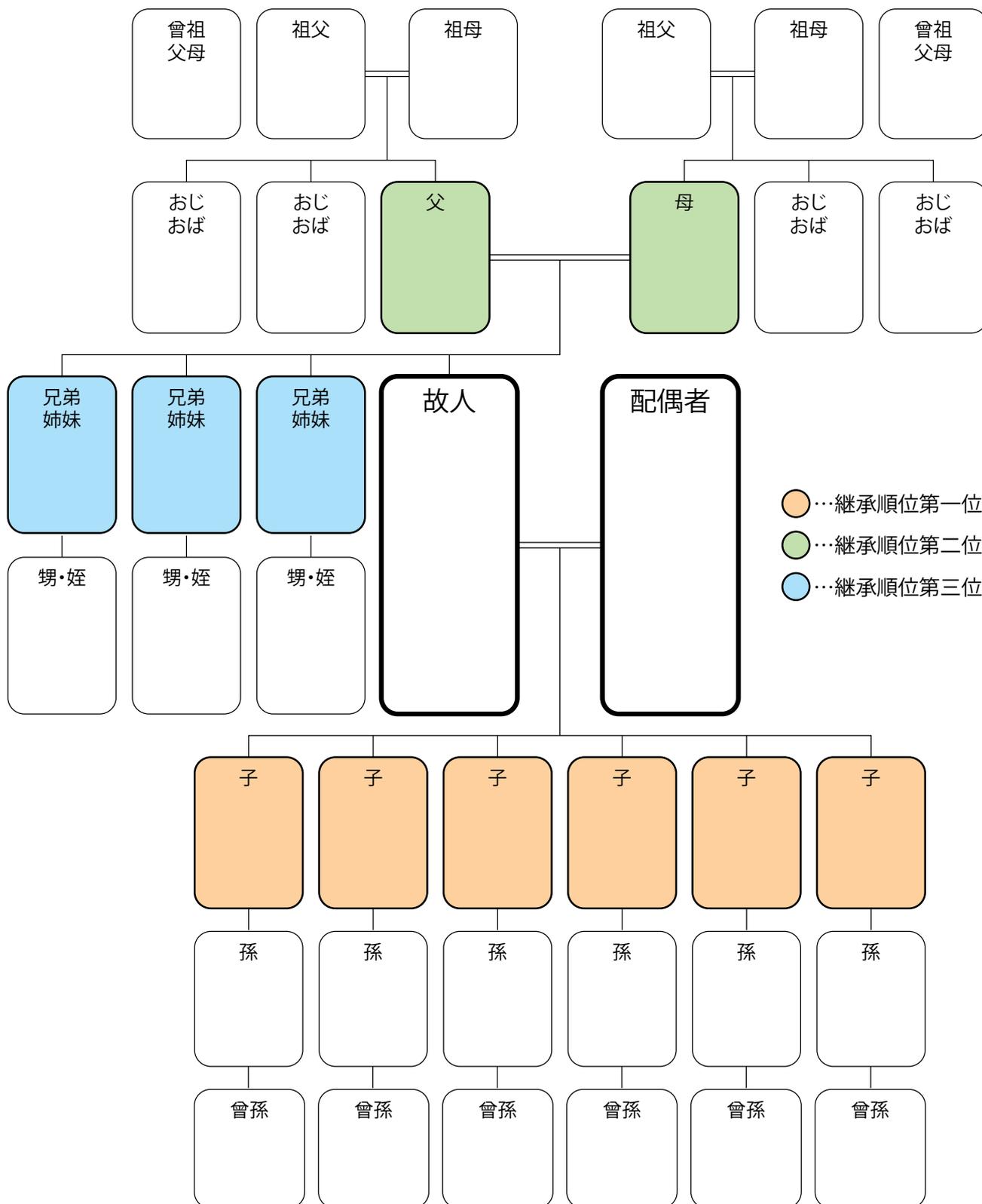
チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

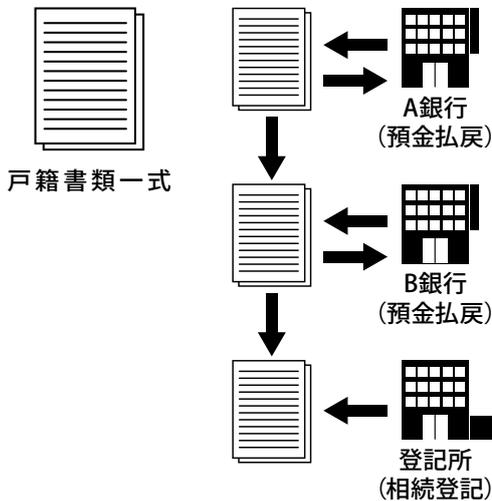
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

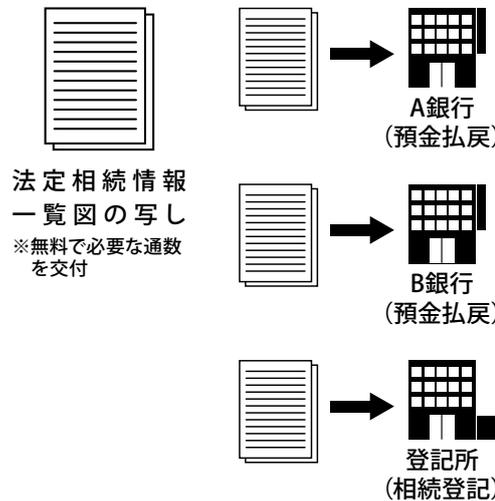
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

税務署からのお願い



納税者の皆さまへ

相続税申告でe-Taxをご利用いただくために

国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

●相続税e-Tax

相続税e-Taxは、相続税の申告手続きをインターネットを通じて行うことができるシステムで、令和元年10月から受付を開始しております。

また、インターネットを利用して申告や納税手続きをすることができるので、税務署や金融機関に出向く必要がなく、大変便利です。



●相続税e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号

相続税e-Taxの利用には、申告する方ごとに利用者識別番号が必要です。

過去に所得税等の申告でe-Taxを利用したことがある場合は、その時に取得した利用者識別番号を使用できます。

また、申告書の作成を税理士に依頼する場合でも利用者識別番号が必要です。

税理士を探すには・・・

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイトで税理士及び税理士法人を検索することができます。

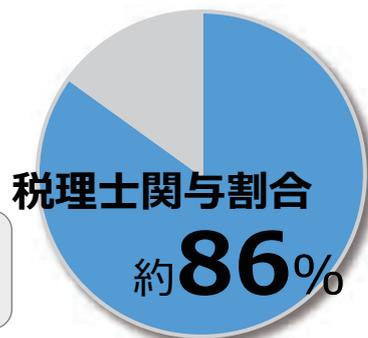
税理士情報検索サイト [【https://www.zeirishikensaku.jp】](https://www.zeirishikensaku.jp)



税理士情報
検索サイトはこちら



相続税の申告書の約86パーセントが税理士から提出されています。



※ 税理士関与割合は令和5事務年度国税庁実績評価書より

【参考】相続税e-Tax特設サイト

- 「利用者識別番号」の確認方法または新たに「利用者識別番号」を取得する方は、「相続税e-Tax特設サイト」に掲載しているリーフレット「相続税申告はe-Taxをご利用ください」をご参照ください。
- 相続税e-Taxで申告する場合、申告する方全員の「利用者識別番号」が必要となります。



相続税e-Tax
特設サイト

区民相談のご案内

【予約が必要な相談】

専門家による相続などに関する無料相談窓口を設けています。(相談時間30分以内)

利用される方は事前に予約が必要です。

- ・利用できる方……区内在住、相談する土地家屋などが区内にある個人の方。(法人は不可)
- ・予約開始日……相談希望日の一週間前から電話でご予約ください。
- ・予約受付時間……午前8時30分～午後5時
- ・予約専用電話……☎03-5307-0617

種 類	日 時	相談内容
法律相談 (弁護士) ※同一案件の相談は1回限り 年度内3回まで利用可	月～金曜日 ・第3土曜日 午後1～4時	相続全般に関する法律問題 (相続人の範囲・遺産分割・相続 放棄など) 損害賠償、離婚、金銭問題など
税務相談 (税理士) 年度内3回まで利用可	水・木曜日 午後1～4時	相続税、贈与税、不動産譲渡に 関する税など
登記相談など (司法書士) 年度内3回まで利用可	第2・第4水曜日 午後1～4時	相続による不動産登記、裁判所 への提出書類、成年後見など
暮らしの手続きと書類の相談 (行政書士) 年度内3回まで利用可	偶数月(2・4・6・8・ 10・12月)の第2金曜日 午後1～4時	相続・遺言などの書類と手続きに 関すること

【予約が不要な相談】

直接お越しいただくか、お電話ください。(相談時間30分程度)

- ・区政相談課(東棟1階12番窓口)……☎03-3312-2111(代)

種 類	日 時	相談内容
区政・一般区民相談 (区職員)	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時	相続の流れや進め方など

【問い合わせ先】

区政相談課 ☎03-3312-2111(代)



杉並区公式ホームページ
区民相談

ご遺族の方に対する各種相談

遺された人にはいろいろな感情がおこり、苦しみや悲しみだけでなく、こころやからだ、その他いろいろな影響が出るといわれています。その時々のお気持ちや状況を聞かせていただき、寄り添うことを目的とした相談窓口をご紹介します。

①こころやからだの悩み相談

各保健センター（いずれも午前8時30分～午後5時 平日）

荻窪保健センター
☎03-3391-0015

高井戸保健センター
☎03-3334-4304

高円寺保健センター
☎03-3311-0116

上井草保健センター
☎03-3394-1212

和泉保健センター
☎03-3313-9331

東京都福祉局 都立中部総合精神保健福祉センター
☎03-3302-7711（午前9時～午後5時 平日）

東京都福祉局夜間こころの電話相談
☎03-5155-5028（午後5時～9時30分 年中無休）

②大切な人を自死で亡くされた方へ

NPO法人グリーンケア・サポートプラザ自死遺族傾聴電話
☎03-3796-5453（午前11時～午後5時 毎週火・木・土曜日）

NPO法人全国自死遺族総合支援センター自死遺族相談ダイヤル
☎03-3261-4350（午後0時～6時 毎週木・日曜日）

③どこに相談したらいいのかわからない方へ

一般社団法人社会的包摂サポートセンター よりそいホットライン
☎0120-279-338（24時間 年中無休）

④お子様を亡くされた方のための電話相談

東京都福祉局電話相談
☎03-5320-4388（午前10時～午後4時 毎週金曜日）

杉並区役所 フロア案内図

※課名が太字になっているのは、「主な手続きの一覧」に記載のある課です。

	西棟	中棟	東棟
10階	保健福祉部管理課		
9階	会計課		
8階	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局		
7階	区民生活部管理課、地域課、文化・交流課、環境課、ごみ減量対策課		情報管理課、高齢者施策課、区民生活部管理課
6階	防災課	第4会議室	教育委員会庶務課、教育人事・指導課、生涯学習推進課、スポーツ振興課、学校支援課、 学務課（就学援助）
5階	住宅課（区営・都営住宅） 、都市整備部管理課、みどり公園課	議会傍聴席、第3委員会室、第4委員会室	人事課、経理課、営繕課、広報課、危機管理対策課
4階	土木管理課、土木計画課、狭あい道路整備課	議場、第1委員会室、第2委員会室	企画課、施設マネジメント担当、事業調整担当、財政課、総務課、秘書課
3階	市街地整備課、拠点整備担当、鉄道立体担当、耐震・不燃化担当、沿道のまちデザイン担当、建築課	区議会事務局、議長室、副議長室、議員控室	介護保険課（介護保険） 、 保育課 、 地域子育て支援課（養育医療券） 、 子ども家庭部管理課（子ども医療証、児童手当） 、子ども政策担当
2階	高齢者在宅支援課（高齢者在宅サービス） 、情報管理課	納税課（区民税） 、 障害者施設支援課 、 国保年金課（国民年金） 、区民ギャラリー	課税課（区民税、軽自動車税） 、 国保年金課（国民健康保険、後期高齢者医療制度）
1階	喫茶コーナー、夜間・休日受付	庁舎総合案内、コミュニケーションショップ、みずほ銀行（公金取扱のみ）	区民課（住民票、戸籍証明書、世帯主変更届、おくやみコーナー） 、 高齢者施策課 、 障害者施策課（受給者証、医療証など） 、 区政相談課（相続に関する相談）
地下1階		夜間・休日受付、時間外出入口	
地下2階	地下駐車場	地下駐車場	

杉並区役所

住所：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話：03-3312-2111（代表）

最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分 JR中央線「阿佐ヶ谷駅」徒歩7分

施設案内

区民事務所

利用時間 月曜日から金曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時（水曜日は午後 7 時まで）

第 2・第 4 土曜日：午前 9 時から午後 5 時

（注）第 2・第 4 土曜日が祝日と重なった場合は、お休みとなります。

井草区民事務所	〒 167-0022 杉並区下井草 4-30-2	☎ 03-3394-0461
西荻区民事務所	〒 167-0053 杉並区西荻南 3-5-23	☎ 03-5344-3030
高円寺区民事務所	〒 166-0011 杉並区梅里 1-22-32 セシオン杉並 1 階	☎ 03-3317-6560
高井戸区民事務所	〒 168-0071 杉並区高井戸西 2-1-26 京王リトナード高井戸 2 階	☎ 03-3333-5395
永福和泉区民事務所	〒 168-0063 杉並区和泉 3-8-18 永福和泉地域区民センター 3 階	☎ 03-5300-9310
荻窪区民事務所	〒 167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2 階	☎ 03-3392-8846

保健センター

※お住いの地域により管轄が異なります。区HPなどでご確認ください。

荻窪保健センター (杉並保健所内)	〒 167-0051 杉並区荻窪 5-20-1	☎ 03-3391-0015
高井戸保健センター	〒 168-0072 杉並区高井戸東 3-20-3	☎ 03-3334-4304
高円寺保健センター	〒 166-0003 杉並区高円寺南 3-24-15	☎ 03-3311-0116
上井草保健センター	〒 167-0023 杉並区上井草 3-8-19	☎ 03-3394-1212
和泉保健センター	〒 168-0063 杉並区和泉 4-50-6	☎ 03-3313-9331

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

相続のお困りごとを丸ごとサポート

私たちにお任せください!



相続でお悩みなら林史人司法書士事務所にご相談ください!

<p>✓</p> <p>何から手を付けたら いいかわからない</p>	<p>✓</p> <p>相続人が多くて 手続きが進められない</p>	<p>✓</p> <p>相続した実家 を売却したい</p>
<p>✓</p> <p>相続放棄をしたほうが いいのかわからない</p>	<p>✓</p> <p>面識のない 相続人がいる</p>	<p>✓</p> <p>今からできる 対策を考えたい</p>

相続手続きをワンストップで解決

※各専門家と連携して業務を行っております

初回相談無料

司法書士をはじめとした
相続の専門家が相続手続きをサポート!



林史人司法書士事務所が 杉並で選ばれる理由

- 1 杉並荻窪を中心に
相続の相談件数1,500件以上!
- 2 初回相談は無料
相続の専門家が面談対応
- 3 分かりやすい料金で
あんしんできる相続をサポート



林史人司法書士事務所

〒167-0034 東京都杉並区桃井1丁目1-8 野崎ビル2-D

平日9:00~21:00 [土・日・祝日・夜間も相談可能! (要予約)]

杉並・荻窪 相続遺言相談所

運営: 林史人司法書士事務所 (東京司法書士会所属)
司法書士: 林 史人

荻窪 相続

検索

<https://sodan-sozoku.com/>



LINEから相談受付中!
相続の知って得する情報も配信中!

お問合せ
電話番号

03-5303-5356

平日9:00~21:00 [土・日・祝日・夜間も相談可能! (要予約)]

チェックリスト

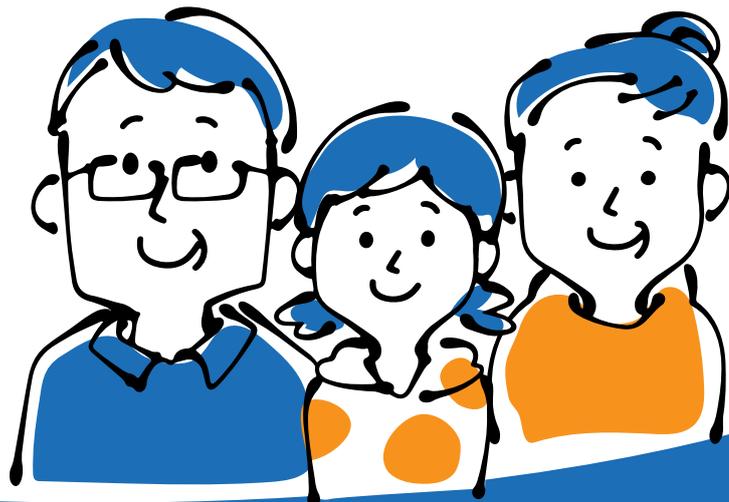
各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相続 専門



ご契約まで相談無料!



大変な相続手続き、こんなお悩みはありませんか？

- ① 何をどこから手をつけてよいかわからない…
- ② うち「相続税」がかかるのかわからない…
- ③ 「相続手続き」の費用はどれくらい？
- ④ 戸籍や資料収集が大変！
- ⑤ 誰に相談したらよいの？ 税理士？ 司法書士？
- ⑥ 忙しくて日中は時間がとれない…

～相続のお悩み～ 税理士法人NCPにお任せください!

相続の手続きに慣れている方はいらっしゃらず、相続人の皆様は、大切な方を失われた悲しみの中で、様々な手続きを限られた時間で行わなければなりません。

何から手を付けてよいか分からない、誰に何を相談したらよいか分からない、相続税はかかるのか分からない。そのような相続人様のご負担やお悩みを解決するお手伝いをさせていただきます。

税理士・司法書士・行政書士と連携して、ワンストップでお手伝いする事が出来ますので、まずはお気軽にご連絡ください。



ご契約までは、
「相談無料」

まずはお気軽にご連絡ください

 **0120-262-629**

受付：9:00～18:00



税理士法人NCP

【東京本店：横浜事務所：船橋事務所】

東京都千代田区一番町23番3号 フロントプレイス千代田一番町11階

東京税理士会所属 代表：越阪部 洋之

<https://ncp-o-tax.com/>

税理士法人 NCP | 検索

E-mail：info@ncp-o-tax.com

安心の不動産相続を地元で

不動産相続の相談窓口

相続税の総額把握、売却のタイミング、各種依頼先の選定など、不動産相続には様々な「？」がつきものです。当社では、東京23区域を中心とした各種専門家による強力なネットワークで、相続のご相談に合わせてサポートいたします。

明成企画株式会社

この様なお悩み、どうぞお聞かせください

- ▶ 相続が発生したが、手続きには期限があるの？
- ▶ 相続税の優遇は、どうやったら受けられる？
- ▶ 不動産の相続は、どのように分けるのが一番良い？
- ▶ 空き室が多い古アパートはどうすれば良い？
- ▶ 相続した不動産、売却しか手段はないの？ …など

相続登記 相続税対策 不動産対策

相続不動産の各種手続きに関する
無料相談会開催中

不動産の査定・調査料無料
詳細はこちらから▶▶▶▶▶



ホッとできる解決策を

相続に関するお悩み・疑問点は多くあると思いますが、**専門家に相談すれば解決につながる方法が見つかります**。また、専門家によってもその方法は様々であると言えます。相続は、一つとして同じものはありません。皆様の不動産相続問題を**司法書士、税理士と協力しサポート**しています。私たちが、個々の相談について、**相談者様の事情をお聞きし、より適切なアドバイスを**いたします。



提携司法書士 税理士

法律や税務から
仲介・買取まで

明成企画

株式
会社

☎03-3220-3131

E-mail: info@misawa-mrd.co.jp

東京都杉並区荻窪4-13-16
東京都知事(7)第72114号/
東京都知事許可(般-4)第119620号

FAX 03-3220-3166

ホームページはこちら▶▶▶▶▶



チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

相 続 手 続

杉並区の皆様、お気軽にご相談ください



地域密着 駅から徒歩1分

豊富な相続税申告実績と経験

明朗かつリーズナブルな価格

相続人の調査、相続財産の調査

財産目録の作成

遺産分割協議書の作成

相続税申告書の作成提出

遺言書の作成

ご相談は
初回無料

安心の事前
お見積り

ご相談も
オンライン対応可

まずはお気軽にお電話でご相談ください

杉並・中野相続サポートセンター

運営：廣瀬総合経営会計事務所 所属会：東京税理士会 東京都行政書士会

 **0120-317-080**

〒167-0042 東京都杉並区西荻北3-20-12
グラツィオーソ西荻窪 B1

F a x : 03-3399-1232

U R L : <https://www.suginami-souzoku.com>

E-mail : info@hirose-office.jp



税理士・行政書士 廣瀬一俊

チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

便利屋はーと24にお任せください!

\まずはお気軽にご相談ください!

様々な品を
幅広く買取

供養も
対応可能

※提携事業者と連携して行っております。

経験豊富な
スタッフが
丁寧に対応

365日
対応可能



あなたの困ったを 解決します

お見積り
無料!

日時指定
即日対応

OK!

生前整理
遺品整理

OK!

特殊清掃

OK!

ゴミ屋敷の
お片付け

OK!

埼玉県春日部市の便利屋

地域に愛される
便利屋を目指して

愛を込めて
手伝います



株式会社はーと

〒344-0136 埼玉県春日部市倉常 317-1

お問合せ先

受付時間 9:00-19:00

遺品整理士 一般財団法人遺品整理士認定協会
古物商許可証 埼玉県 第431260040389号

☎ 0120-810-242 / 048-878-9277



チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

「相続手続きが手に付かない」
「何をすればいいのかわからない」と
不安に思われていることと存じます。

皆様のどんなお悩みにも丁寧に寄り添い、
わかりやすく迅速に対応いたします。

杉並区の相続の事なら小野寺誠税理士事務所へ

専門家の知識と経験、提携専門家(司法書士、行政書士、弁護士、不動産鑑定士等)との
ネットワークにより助言、申告、税理代理を提供させていただきます。

ご相談いただいた方々から、たくさんの感謝のお声をいただいております。



杉並区の専門家が あなたの相続手続きを 丸ごとサポート！

訪問相談
初回無料

土日・夜間
対応

事前
見積り



「丁寧」「正確」「迅速」をモットーに、
ご相談者様のご要望に合わせ、相続手続きをサポートいたします。
仕事で相続の手続きを行う暇がない、できるところは自分でやりたい、
どこから手を付ければいいかわからないなど、
相続に関するご意向やお悩みをお聞かせください。

主な相続手続き業務一覧

不動産の名義変更

遺産分割協議書の作成

不動産の売却相談

銀行の解約
株式の移管

法定相続情報一覧図
の作成

遺言の検認
相続放棄

当事務所では **税理士・行政書士等の士業とも連携している**ので、
上記一覧以外の相続に関するご相談にもきめ細かく対応いたします。
些細なことでもお気軽にご相談ください。

司法書士 道信洋平・水谷英東事務所

東京司法書士会所属 代表司法書士：道信洋平

〒167-0034 東京都杉並区桃井一丁目1番4-102号(サンフラワー荻窪)

予約専用
ダイヤル

☎080-2626-5637

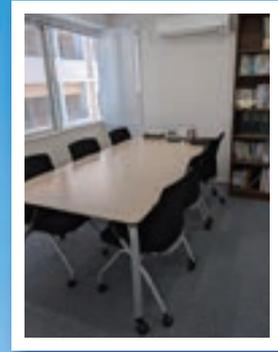
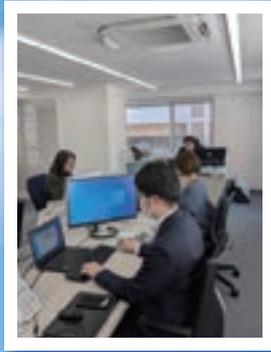
受付時間

9:00～18:00

TEL 03-3397-4838 FAX 03-6454-7048 HP <https://mic-law-office.com/>

相続についてお困りではありませんか？

ひとりで悩まずに、身近な専門家にお気軽にご相談ください。



私たちはお客様の思いを大切に
相続・贈与・遺言・生前対策の疑問、
ご相談に丁寧にお応えします。
一緒に一つ一つ解決して行きましょう。

まずはお電話ください。

初回
相談無料

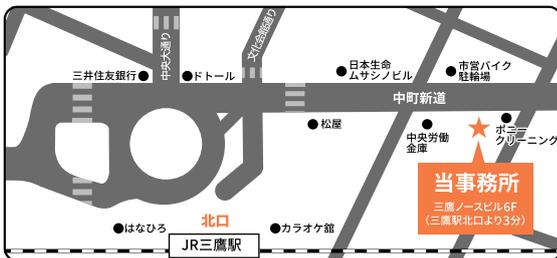
安心の
事前
お見積り

多数の
相続業務
経験

三鷹武蔵野 相続・資産相談室

田村輝久税理士事務所

所長税理士・行政書士 田村 輝久 ・ 税理士 町屋 賢



0120-53-7027

東京都武蔵野市中町1丁目15番5号 三鷹ノースヒルズ6階

TEL:0422-38-7027 FAX:0422-38-7028

営業時間:9:30~19:00

Mail:teruhisatamura@ozzio.jp

URL:https://tamura.tkcfnf.com/

所属会:東京税理士会 東京都行政書士会



ゴミ回収バスターズ

東京・埼玉・神奈川・千葉・栃木・群馬・茨城 エリアを対応

杉並区の
皆様へ

◀こんな時にはお気軽にご相談ください▶

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

今すぐ捨てたいが
時間も人手も
足りない

不用品片付け

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

買取額を利用して
片付け費用を
相殺できます

買取強化

その場で現金化 家具、家電、ゲーム機、壊れたアクセサリー等

最近、身体が
思うように
動かない

お片付け



Before



After

軽トラ積み放題 Sパック 税込 11,000円

2トン積み放題 Mパック 税込 38,280円

※詳細については
ホームページを
ご確認ください。

ご依頼の際には、「杉並区おくやみハンドブックを見た」と受付にお伝えください。

出張見積もり 無料

ゴミ回収バスターズ

運営会社: アイスグループ株式会社

産業廃棄物収集許可 第13-00-219481号

古物商許可 東京都公安委員会

第304402115257号

一般廃棄物許可については「株式会社アシスト」と業務提携



0120-935-930

所在地: 中野区上鷲宮3-14-14

F A X: 03-3577-5526

営業時間: 9:00~21:00(年中無休)

U R L: <https://recycle-tokyo.jp>



チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



はじまりからおわりまで。

相続のすべて、あなたと一緒に歩む。

杉並相続
まるごと
支援センター
へお声がけください。

相続専門税理士が30年以上の経験から寄り添ったご提案をあなたへ

質の高いサービスと料金の透明性

22万円(税込)～

すべて事前にご説明し、不透明なご請求はなく、ご安心いただいております。



代表税理士
小澤 幸二郎

ご挨拶

相続は相続税申告だけではなく、納税や遺産分割の資金準備に伴う不動産売却、登記などの不慣れな手続き、遺品整理など、ご遺族のご負担は少なくありません。自ら専門業者を探し回るのは大きな労力です。私たち税理士法人アウルは、多くの相続対応経験に加え、最新の税法改正や相続税調査の裁判事例も常に収集し、対策を続けています。弁護士・司法書士・不動産会社など専門家がワンチームとなり、窓口ひとつで完結できる体制を整えています。

専門家ワンストップ・安心のフルサポート

- 相続税の申告・税務相談
- 不動産の登記・名義変更
- 相続トラブル・遺留分のご相談
- 不動産の査定・売却・活用サポート他
- 空き家・老朽住宅の解体工事
- 遺品整理・家財整理・清掃

※各種業務は提携事業者と連携して行っております

相続のご相談 **初回無料**

運営団体

税理士法人アウル

本社 〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-26-13東栄ビル2F

https://owlkaikei.com/
E-mail: owl.soumu@owl-kaikei.com
東京税理士会 豊島支部

いつでもお気軽にご相談ください

☎ 0120-327-321
FAX 050-3142-9608

初回お問い合わせは土日祝もお受けしております。





杉並区で 相続税申告相談なら

相続税
専門

税務署・国税局で30年以上の勤務経験がある税理士事務所

税理士 中村隆事務所へ。

… 近くにいるから力になれる …

質の高いサービス
安心の料金

基本報酬 22万円(税込) ~
東京都内におけるご訪問や
現地調査についての交通費は
無料となります。
詳細につきましては
ホームページをご覧ください。

杉並区民
特別割引実施中

被相続人または相続人に
杉並区民がいらっしゃる場合には、
相続税申告書作成報酬を
杉並区民特別割引にて
ご対応中です。
割引後の見積書をお渡しします。

遺産分割協議書作成
(含基本報酬)

遺産分割協議書の作成料金は
基本報酬等に含まれます。
なお、遺産の分割に当たっては
将来の2次相続も踏まえての
税務上の専門的な
アドバイスを差し上げております。

相続税申告 初回相談 無料



税理士 中村 隆 東京税理士会扶養支部所属

東京国税局及び税務署に32年間勤務、主に資産課税(相続税調査事務)に従事。東京国税局においては、資料調査課(相続税調査担当)、納付国税実査官に在籍。税務署の資産税部門第一統括官、特別国税調査官(相続税調査担当)を担当。
はじめまして税理士の中村隆と申します。
相続税の申告は、多くの方にとって初体験であり、「相続税の申告は不安です」「何をどうすればいいのかよくわからない」というお声をお聞きします。
当事務所は、皆様の相続税申告に係る心配や不安を払拭すると共に相続人の皆様と信頼関係を築き、適正で最良な税負担を軽減させた申告を提案していることから、「安心して任せられました」「貴事務所を選んでよかった!」「対応が早くて助かりました!」という有り難いお言葉を頂いております。

税理士 中村隆事務所

平日受付時間 10:00 ~ 19:00(土日祝の相談も予約にて対応)
〒167-0051 杉並区萩原5-18-11 サニーシティ萩原303号室

いつでもお気軽にご相談ください

03-3392-5017

https://www.03zeirishi.com



チェックリスト

各種手続き

区役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発行 杉並区

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年2月

